

日常実務の疑問点に答える著作権や最近の重要法改正 (周辺領域の商標・不正競争防止法を含む) に関する Q&A

難易度
入門・初級

～日常業務において、判断に迷う・知らずして間違いを犯しがちなケースを取り上げて、Q&A形式で平易に解説～

平成 30 年 10 月 26 日 (金) 10:00 ~ 17:00

講師 牧野 和夫 氏

芝綜合法律事務所 弁護士・弁理士、米国ミシガン州弁護士
 元 アップルコンピュータ (株) 法務部長
 元 ビジネスソフトウェアアライアンス日本代表事務局長



著作権をめぐる法的な問題については、IT技術の急速な進展もあり、日常業務のなかで判断に迷ったり、知らないうちに違反を犯してしまうことも少なくありません。本セミナーでは、具体的なケースを挙げて、関連の法律知識、実務の取扱い、トラブル防止策などを解説致します。また、著作権をめぐる法的な問題は、周辺領域である商標、あるいは、不正競争防止法にも関係してきます。東京オリンピックのロゴの問題、フランク三浦の問題などいずれも周辺領域が関係してきます。本講座では、周辺領域法とクロスオーバーする問題も扱います。AI技術の進展に伴う著作権法改正(2019年1月1日施行)や不正競争防止法改正(限定提供のデータ保護)についても説明します。著作権と周辺領域における実務の必須知識をご紹介しますので、知財部門、法務部門の方はもちろん、広報、営業、開発部門、企業の経営者・管理職のみなさんご参加もぜひお勧め致します。

<講義内容>

- 『著作権法チェックリスト』 — まずは、ミニマムの知識・ルールを習得しよう—
 - 著作権法で保護される著作物にあたるか【自由に利用できるかどうかが決まるもっとも重要な要件】
 - 思想、感情の創作的表現とは。一著作権法第10条1項の解説—
 - (2) 著作物(著作物を創作した者)はだれか — 著作物についての権利が帰属します—
 - (3) 著作物人格権とは何か(公表権、氏名表示権、同一性保持権)
 - (4) 著作権(著作財産権)には何かがあるか(複製権、演奏権、上映権、公衆送信権など)
 - (5) 著作権(著作財産権)に対する著作権の制限はあるか
 - ・ 権利者に許諾なく無償で自由に使える場合。たとえば、私的使用目的の複製、引用等。
 - (6) 保護期間内であるか
- AI・データ技術の進展に伴う法改正(著作権法・不正競争防止法、経産省契約ガイドライン)
- ケーススタディで学ぶ 日常業務における著作権侵害
 - ホームページに関する Q & A
 - (1) 他社ホームページの記事やデザインを自社HPへ引用・転用することは問題ないか
 - (2) 他社HPのデザインを参考に自社HPを開発することは著作権法上問題ないか
 - (3) 他社HPからデータをダウンロード・貯蔵・データベース化することは問題ないか
 - (4) 社内プレゼンで他社HPから写真やデータを引用することは問題ないか
 - 他のコンテンツからの引用・利用に関する Q & A
 - (1) 過去に作った社内資料で、引用記事があるものはどう扱えばいいでしょうか。
 - (2) 海外の雑誌や記事の引用は、その記事の発行元の国の法律が適用されるのでしょうか。
 - (3) 時々、論文を執筆する研究者が業界団体HPや経産省HPに掲載されている図表を、論文中に引用することがあります。引用の際、出典は明記していますが、個別に引用元に関わらず許諾を得ることは必要でしょうか。
 - 社内での利用に関する Q & A
 - (1) 社内研修で参考となる雑誌記事のコピーを配布することは著作権法上問題ないか
 - (2) 社内で新聞記事をプロジェクトでスクリーンへ写すことは著作権法上問題ないか
 - (3) 社内イントラに、関連記事などを紹介する場合に、タイトル及び記事の要約(事実)をまとめることは著作権侵害にあたるか。また、何文字以内に要約すればOKでしょうか。
 - (4) 実際に新聞記事を社内に配布(又は社外に配布)し、罰則が適用された例はありますか。
 - (5) 芸術作品(絵画など)で著作権が切れている作品の写真ですが、単なる複製画の場合には、著作権が発生するのでしょうか。
- (6) 検索サービスででてきた写真(たとえば、スポーツカーの写真から強い感じをプレゼンで出したい)を社内プレゼンの資料で引用したい。URLなど出典を明示することによって利用する方法はないでしょうか。
- (7) 都市伝説には著作権が発生するか。
 - その他のコンテンツ利用についての Q & A
 - (1) 新聞記事の切り抜きを社内報や社内研修で利用したい。紙面の4分の1占めており、新聞記事を解説する構成になっている。権利者から許諾が必要でしょうか
 - (2) 通信社の配信記事では、第一報として事実のみが記載された記事も報道されています。「例：〇〇社△時より社長交代会見」こういった報道は著作物にあたらぬのでしょうか。
 - (3) 著作権法10条2項の雑報・時事報道とは具体的に何をいうのでしょうか。新聞記事を要約した場合は著作権侵害になるのでしょうか。
 - (4) 「学校その他の教育機関」(著作権法35条1項)の範囲はどこまでですか。研修会社は含まれますか。
 - (5) フリー画像のサイトからフリー画像をダウンロードして自社のホームページに利用しようとしています。注意点を教えてください。
 - (6) 社員の学会での発表論文を会社で収集してPDFで保管している。著作権法上問題ありませんか?
 - (7) 文献等をPDF化して社内イントラにアップすることの可否。
 - (8) オープンソースソフトの著作権問題で裁判は起きているのでしょうか。
 - (9) コンピュータソフトウェアの組織内不正使用への事前・事後対応について。
- 著作権法と周辺領域法の基礎知識と、クロスオーバーする問題についての Q & A
 - (1) 商標法の基礎知識
 - (2) 不正競争防止法(周知表示・著名表示・形態模倣)の基礎知識
 - (3) 民法709条不法行為
 - (4) ポバイ事件
 - (5) ルイヴィトン事件
 - (6) イッセイミヤケ事件
 - (7) 東京オリンピックのロゴの問題
 - (8) フランク三浦の問題

- 【ミニ演習】
1. デジタル万引きについて 2. 社内自炊の違法性について

◆日時	平成30年10月26日(金) 10:00~17:00
◆会場	発明会館7階 研修ルーム
◆定員	50名
◆講師	牧野 和夫 氏 芝綜合法律事務所 弁護士・弁理士、米国ミシガン州弁護士、 元 アップルコンピュータ (株) 法務部長、 元 ビジネスソフトウェアアライアンス日本代表事務局長
◆受講料	会員 16,500円・一般 19,000円 (※消費税8%込み)
◆申込	FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)